

## 埼玉県北本県土整備事務所管内除雪連絡協議会 設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、「埼玉県北本県土整備事務所管内除雪連絡協議会」(以下「協議会」という)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、大雪時における道路交通機能を確保するため、各道路管理者が連携して効果的な除雪作業を円滑に実施できるよう、必要な事項を協議のうえ決定することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大雪に関する国、県、市町村、警察、除雪業務受注業者等の対応事項に関すること。
- (2) その他、大雪対策の推進に関すること。

### (協議会)

第4条 協議会には会長を置き、会長は、北本県土整備事務所長とする。

- 2 協議会の構成は、別表1の通りとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは会員を追加、あるいは会員以外の出席を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは作業部会を設置することができる。

### (会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、毎年度、除雪期間(12月～3月)の前に開催し、別表2に掲げる事項について整理する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、北本県土整備事務所道路相談担当におく。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年11月 7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

別 表1

会 長	埼玉県北本県土整備事務所長
副会長	埼玉県県央地域振興センター地域防災幹
	埼玉県北本県土整備事務所副所長
会 員	埼玉県北本県土整備事務所道路部長
	埼玉県北本県土整備事務所道路相談担当部長
	鴻巣市 道路課長
	北本市 建設課長
	桶川市 道路河川課長
	上尾市 道路課長
	伊奈町 土木課長
	上尾警察署 交通課長
	鴻巣警察署 交通課長
	(一社) 埼玉県建設業協会北本支部長
	大宮国道事務所 大宮出張所長
	大宮国道事務所 熊谷国道出張所長
	NEXCO東日本 加須管理事務所 工務担当課長

別 表2

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 大雪における災害対応の連絡体制</li><li>2. 優先除雪道路（除雪に伴う通行止め道路、う回路を含む）</li><li>3. 雪捨て場</li><li>4. 除雪機械の種別ごとの管内業者が保有する台数</li><li>5. その他、除雪に関すること</li></ol>
---